パネルディスカッション シダレグリの可能性~保存管理と活用~

収録日:令和3年(2022) 9月12日(日)(オンライン収録)

会 場: 辰野町民会館 ほか

コーディネーター

美馬 純一 (株式会社環境アセスメントセンター)

パネリスト

本 間 晓(前文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官)

大窪久美子(小野のシダレグリ自生地保存管理委員会委員長、信州大学農学部教授)

中村 寛志(小野のシダレグリ自生地保存管理委員会副委員長、信州大学名誉教授)

田中 厚志(文化庁文化財第二課文化財調査官)

西尾 聡悟(農研機構果樹茶業研究部門主任研究員)

野竹 泰也(小野のシダレグリ自生地保全友の会会長)

進藤 久実(下呂市教育委員会)

河村正三郎(竹原のシダレグリ自生地保全団体「乗政 DVC」会員)

久保 直弘(上田市丸子地域教育事務所)

福島 永(辰野町教育委員会)



シダレグリシンポジウムの開催にあたって

辰野町教育委員会 教育長 宮澤 和德

小野のシダレグリ自生地は、江戸時代にはすでに街道を行き交う旅人によって知られるようになりました。この付近は、田畑に必要な肥料としての草木の採草地ではありましたが、特有の樹形や天狗の伝説などから、シダレグリは地域住民によって、意識的に守られてきました。

その後、大正8年に「史蹟名勝天然紀(記)念物保存法」が施行された際には、すでに当自生地が指定候補として取り上げられ、翌9年に国の天然記念物に指定されたことから、今日のような交通および通信手段が整備されていない100年以上も前から、すでに広く世間に認知されていたことをうかがわせます。

天然記念物に指定されてから、今年は 100 周年という節目を迎えることとなりました。 天然記念物指定後は、辰野町が主体となり、文化庁や長野県と協力しながら、保存管理を行って きました。また近年では町内の人々による「小野のシダレグリ自生地保全友の会」が設立され、 シダレグリの環境保全のために下草刈りや雑木の伐採などがボランティア活動として献身的に行 われています。

このように、守られてきた自生地内には、1,000本近いシダレグリが生育しており、古いものは推定樹齢 400年、幹周りが3mを超える巨木も存在し、特異な景観を維持してきました。そしてこの間、小学校の遠足の目的地とされたり、夏のキャンプなどの行楽の地とされたりして地元住民にも深く愛されてきました。

シダレグリは、その希少性から全国各地に国や都道府県、市町村の天然記念物に指定されているものがありますが、小野の自生地のように、広範囲にまとまった数のシダレグリが生育し、自然更新している場所は少なく、単木や数本というところもありますし、中にはすでに枯死したものもあります。

そのような点から見ましても、小野のシダレグリ自生地が、少なくとも江戸時代以降、適度に 人の手が加わり続けた結果、シダレグリにとって良好な生育環境が維持され、今日まで保全され てきた貴重な財産であることがわかります。

私たちは、この「天然記念物指定 100 周年」という節目を迎えるに当たって、このシダレグリ自生地が持つ価値を認識し、一層の保存管理を進め、教育資源として、あるいは観光資源として一層の活用を図るとともに、後世に伝えて行くことを再認識したいと思います。

1. 小野のシダレグリ自生地と天然記念物のとらえ方

(1) はじめに

美 馬

これよりパネルディスカッション「シダレグリの可能性~保存管理と活用~」を始めます。 今回、小野のシダレグリ自生地保存管理計画の策定にあたり、資料作成や現地調査、委員会の運 営補助、計画書の編集などを担当しました。よろしくお願いいたします。

長野県の辰野町にあります「小野のシダレグリ自生地」は、国の天然記念物に指定されてから令和3年度で100周年を迎えました。指定当時と比べ、自生地や周辺地域の様子、自生地の認知度なども変化してきている状況にあります。

今回のパネルディスカッションでは、平成30年度に策定された「小野のシダレグリ自生地保存管理計画」(以下、保存管理計画)を踏まえながら、今後の保存管理、公開活用の取り組みや体制づくりなどについて意見交換するより良い場になればと思っております。

(2) 文化財としての天然記念物の特性

美 馬

早速ですが、天然記念物は文化財の中でも史跡等と異なり、自然のものを対象にしています。 自然や動植物といった文化財を保存管理していく上で、留意すべきことが他の文化財と異なるように思います。

そのあたりを、長年文化財の担当をされていた本間様からご紹介いただければと思います。

本 間

はい、天然記念物の特性などについて簡単にお話ししたいと思います。

天然記念物は、原生的な自然もありますが多くは里地里山が中心となっています。里地里山というのは戦前では生活のため普通に利用されてきた場所ですが、天然記念物に指定されたことによって利用されなくなり、衰退したものもあります。

戦後になると、戦争の影響や、エネルギー革命、化学肥料などによる生活様式の変化があり、燃料が薪などの木製品からガスや石油などに変化していきました。肥料も堆肥などの利用が少なくなり、採草地とか森林などの植生変化や劣化などが起こり、生き物の生育環境が悪化していったと考えられています。

その後、高度経済成長による開発により、植生や自然環境の変化が拡大し様々な生き物が衰退していったことが知られています。



図1 パネルディスカッション収録の様子

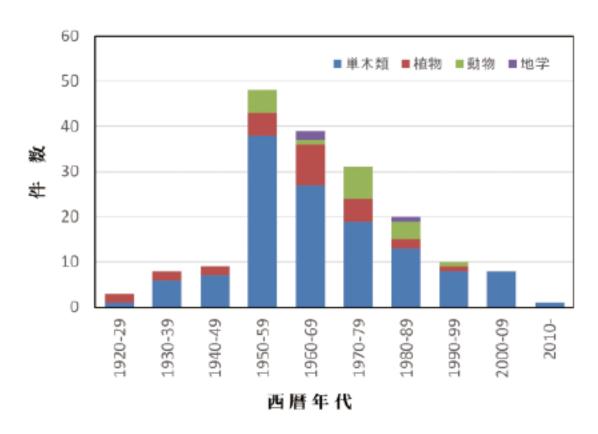


図2 天然記念物の年代別解除件数

図2はシンポジウムの基調講演で利用した、天然記念物の年代別解除件数です。縦軸が解除された件数、横軸が年代で、1920年の指定開始から10年ごとの解除件数を示したものです。1950年代から一気に解除件数が増加しています。それから、1970年や1980年ぐらいまで高い水準でした。

指定解除というのは、指定の価値がなくなったと考えられたもので、その背後にあるものは動物や植物の生育環境の悪化などが広がってきたためと考えられます。1950年代は戦争の影響なのでしょうが、その後の70年代、80年代は環境問題が大きくクローズアップされてきた時代として知られていると思います。

天然記念物は動植物などを対象としていることから、生育環境の保全などが不可欠です。指定された動植物の特性を理解し、定期的な観察やモニタリングを行い、人手を加えて適切な保全をしなければならないことを理解して、管理していく必要があります。こういう点が他の文化財とは異なる点であると考えます。

美 馬

ありがとうございました。私も生き物の調査に携わる中で、それぞれの動植物、自然、地域によって様々な特性があると感じます。人為的な関わりも含めて、どのように特性を掴みながら管理していくのか、といったところは大変難しいと思います。

(3) 天然記念物の保存管理の課題

美 馬

続いて、文化庁にて現在も全国の天然記念物の保存管理に関わっていらっしゃる田中調査官から、地域の特性や動植物の特性などをふまえ、課題になっていそうな部分や、地域や案件を通じて共通する悩みのようなものがあれば、ご紹介いただけますでしょうか。

田中

先ほど本間先生や美馬様からもお話しいただいたように、動植物の特性などを正しく認識する必要はとても高いと思います。自然物を保護・保全して後世に伝えるためには、まず自然物が変化し続けるものであるという特性をしっかり認識することが重要かと思います。これがなかなか難しく、人間と動植物の時間スケールの違いや、また天然記念物は変化しないものと思われているところがあり、望ましい状態ではなくなってしまっている物件が全国で見られます。

この、変化し続けるという特性をしっかり認識した上で、保護すべき自然に対してどのように関わってゆく必要があるかについてですが、原生的な自然であれば、なるべく手を加えないほうが良いのかもしれませんし、小野のシダレグリ自生地のように里山としてあったものは、積極的に管理する必要があるかしっかり見極めることが大切になります。つまり、天然記念物に指定された理由や本質的価値が何であるかという所によっても管理の仕方が変わってきます。また、その時の天然記念物の状況によっても対応が変わりますので、順応的に管理・対応することがとても重要になってくるかと思います。

天然記念物の本質的価値が何か、ということを正しく理解することがとても重要ですが、指定から長い時間が経過してしまい、価値が正しく理解されていなかったり、伝わっていなかったりするところもあり、それをどう伝えていくのかという体制の部分もまた重要だと思っております。重要であり、且つなかなかできていないところですね。

もう一つ、これはルールについてですが、天然記念物に指定されると、色々な行為に対して規制がかかります。この規制が「禁止」と受け止められていることが全国的に非常に多い。つまり文化財保護法のルールが正しく理解されていないことも課題と考えています。本当は申請によって可能な行為についても、現地の説明板や案内板等に、そういった行為は禁止されている、一切してはいけないと書かれてしまっている場合もありますし、管理の中でそのように伝わってしまっている場合も見受けられます。こういった、天然記念物の価値の維持のために必要な保全行為、そしてその保護のためのルールというものをしっかり伝えていく体制を地域で持つことが難しくなっていることが、大きな課題であると思っています。

美 馬

私が小野のシダレグリ自生地の保存管理計画策定をお手伝いすることになり、最初に現場を見たときに大変気になったことは、シダレグリ自生地というものが自然林なのか、どの程度人の手が入ってこの景観になっているのかということでした。手を入れることが価値を守ることにも、逆に損なうことにもなりかねない事が大変難しく、ちょうどいい程度を見極めながら対応していくことが、天然記念物の保存管理では非常に大切だと感じた次第です。人と自然との関わりが変わってゆく中で、天然記念物に指定されたからこその現状というものがあるのかもしれないということが、現場を見て感じたことでした。

(4) 小野のシダレグリ自生地保存管理計画策定の経緯

美 馬

このような話を踏まえながら、小野のシダレグリ自生地の話題に移っていきたいと思います。 今回、小野のシダレグリ自生地保存管理計画策定に至った経緯や経過について、またその中で難 しかったことなどについて、辰野町教育委員会の福島様よりご紹介お願いできますでしょうか。

福島

それでは保存管理計画を策定するまでの経緯についてお話させていただきます。

小野のシダレグリ自生地は、江戸幕府によって慶長6年(1602)に開かれた初期中山道と呼ばれる街道筋に面しています(図3)。初期中山道は、十数年で五街道としての役割を終えましたが、その後も、諏訪方面から木曽方面に通じる生活道路として、また、木曽へ米を送る主要な街道として使用され続けました。 このことからシダレグリは『千曲之真砂』(瀬下敬忠:宝暦3年-1753 完稿)や『信濃奇勝録』(井出道貞:天保5年-1834 脱稿)といった地誌にも紹介されるほど、街道を行きかう人々に知られた存在でした。

大正8年(1919)に「史跡名勝天然紀念物保存法」が制定され、小野のシダレグリ自生地は、翌年に指定された天然記念物第1号の10件の内の1件となりました。しかし、本間先生や、田中調査官のお話のとおりで、天然記念物に指定されると、手を入れてはいけないという認識となっていたようで、十分な管理がなされない状況になったと考えられます。図4ですが、左上のシダレグリの幼木付近のように、シダレグリ以外の雑木によって被陰したり、右のようにツル等の植物に覆われたりして、日光不足となり、若木が枯死するといった様子が確認されました。



図3 街道・宿場と小野のシダレグリ自生地



図4 雑木やツルによる被覆

このため、辰野町教育委員会では、そのような状況を解消するために、平成 16 年に「小野のシダレグリ自生地保全友の会」というボランティアの会を立ち上げ、管理を委託するという形で保全作業を行ってきました。おかげさまで、雑木やツル性の植物が整理され、シダレグリに十分な日光が当たる生育環境に改善されてきています。このように生育環境が改善されることによって、幼木の枯死や、巨木の衰弱の抑止を期待しました。

しかし、友の会の十数年間にわたる保全作業を行っても、図5のように巨木が枯死する状況が 続きました。このため、これまで行ってきた保全作業が正しいのか、といった不安の声もあがっ てきました。そこで、専門家の意見を聞き、自生地をより良い生育環境に整えて後世に伝えるべく、 保存管理計画を策定することにしました。

おかげさまで、保存管理委員会の皆様から貴重なご意見をいただいて『小野のシダレグリ自生 地保存管理計画書』も刊行できました。この計画書に沿って実際に保全作業を行っていく中で、 感じていることが3点ほどあります。

まずは、先ほどからのお話のとおり、天然記念物は生き物を対象としており、特にシダレグリのような樹木の場合、作業の結果が5年、10年後に現れると聞いています。現在行っている保全作業が正しい方法なのか実感としてつかめず、非常に不安な気持ちで作業をしているという点があります。

2点目として、本間先生の話にもありましたが、指定地周辺はもともと草刈場として、人が関わっていた場所です。そこに生育していたシダレグリが、意図的に残された結果として、現在の姿があると考えられます。現在では採草地としての役割はなくなり、保全作業のために草を刈っています。草刈作業は、採草地として草が刈られていた頃と同じ時期に行われているわけではないので、指定地内に生息・生育している草地環境の動植物を将来にわたって守り続けることができるのか、といった不安もあります。

最後に、手法的な問題ですが、管理計画書の中では、シダレグリの樹間を、「約7m間隔に保つように間伐を行う」とあります。しかし、実際には巨木を切り倒すようなことは難しいです。10年~50年先を見据えて幼木を切り倒すということも計画書には書かれていますが、今まで



図5 古木の枯死(保全作業実施前に枯死した個体も含む)

1本も切らずに残してきた経緯もあり、保全友の会の会員も含めて、なかなか切る勇気がないということがあります。これについては、もう少し明確なマニュアル的なものを作成して、引き継いでいったほうがいいと感じています。

関係者全員が動植物に関する専門的な知識を習得し、共通の認識をもった上で、作業をすることが難しいという状況がありますので、保存管理計画が整ったとしても不安や課題があるのではないかと思います。

美 馬

保全作業の内容が合っているのかわからなかったり、状況に合わせて対応していかなければいけなかったりということは誰であっても難しく、有識者や関係の方々と相談し、見守りながら対応していくことが天然記念物の管理では大事なのかなと改めて思いました。

(5) 小野のシダレグリ自生地の価値

美 馬

小野のシダレグリ自生地について、もう少しどんな場所か紹介が必要かと思います。保存管理 計画策定委員会の委員長も務めていただいた大窪先生から、天然記念物としての価値や魅力など をご紹介いただけますでしょうか。

大 窪

承知しました。これは基調講演でも使いました保存管理計画書の表です(表1)。 小野のシダレグリ自生地の本質的価値を構成する要素は、①本質的価値の主体となる生物 ②

耒 1	小野のシダレグリ自生地の本質的価値を構成する諸要素
12	1 1 2 2 2 7 2 7 1 日土心が平見り岬にも円成りる明女术

種類	項目	要素
本価構る諸	本質的価値の主体と なる生物	・ングレグリ (個体、白生地) 【価値】 ・珍しい樹形の希少な樹種である。 ・優性の遺伝として枝重れる性質を持っている。 ・多数がまとまって生育し、自然更新している場所である。 ・樹齢 400 年を超えるような巨木が生育する。
	シダレグリの生育の 基盤となる自然的な 要素	・気候、日照、降水・傾斜、地質、土壌・水分条件・植生
	シダレグリの生育の 基盤となる人為的な 要素	・草刈りなどの継続的な管理 (江戸時代頃より珍しい林と認知され、保全されてきた。)・初期中山道の街道筋に位置し、江戸時代から知られていた。・町の住民に親しまれてきた(学校の速足等)

シダレグリの生育の基盤となる自然的な要素 ③シダレグリの生育の基盤となる人為的な要素 の3つです。

はじめに、本質的価値の主体となる生物については、当然シダレグリそのものということになります。小野のシダレグリ自生地は、シダレグリが単体ではなく個体群として自生していることに価値があります。またシダレグリの個体群が生育している場所そのもの、自生地の土地全体に価値があり、本質的価値の主体となります。

シダレグリについて、改めてその価値を確認したいと思います。シダレグリは珍しい樹形の貴重な品種で、クリの品種とされます。また優性遺伝によって枝垂れるという非常に面白い性質を持っています。図6は冬のシダレグリ自生地の様子ですが、樹形がよく分かると思います。また

先ほど紹介したようにシダレグ リは単体ではなく多数の個体群 で生育しており、自然更新する ということが高い評価になりま す。そしてここに見えますよう に、樹齢 400 年を超えるよう な巨木が多数存在することも価 値の中心となります。

自生地はかつて草や若木を採取する草山として利用され、非常に人との関わり合いが強い場所でした。この草山全体の自然的な要素、気候条件や土壌・地質の条件、またシダレグ



写真: 冬季のシダレグリ自生地 国指定天然記念物小野のシダレグリ自生地保存整備計画書より 図 6 小野のシダレグリの特異な樹形

リ以外にも一緒に生育している植物も含めて、植生全体に価値があります。

また、今紹介したように、かつては草を採取し利用する場所であったということ、人との関わり合いが非常に強かったということにも価値があります。福島さんからも紹介がありましたが、江戸期には初期中山道が通り、昔から地元の人だけではなく遠くから来た旅人によって、ここに面白い枝垂れるクリがあるというような噂が広まったと思いますので、そういう意味でも歴史的文化的な価値があります。そして近代になると、町民によって小学校の遠足や地元の集まりなど憩いの場所としても利用されてきた、そういった人とのつながりが非常に重要になってきます。また、資料に天狗の絵を入れてみましたが、この畏敬の念を感じるような景観が、宗教的な、人知を超えた存在であると捉えられてきたことに価値があると思われます。

(6) 草地環境の重要性

美 馬

この場所の魅力の一つは、ここがずっと人に維持管理されてきたということ、採草地として草を刈っていた事で豊かな草地環境が残っていることだと思います。人と自然が関わっていた場所に特有の豊かな生態系が見られるということは、近年でも非常にトピックになっている部分かと思います。人の手の入った環境、人によって維持されてきた環境の重要性を、ご専門である中村先生からご紹介いただけますでしょうか。

中村

はい、私は長野県の生物多様性戦略と第4次環境基本計画策定委員会の座長をしておりましたので、生物多様性という観点から、シダレグリのある草地とその草地環境の重要性というものについてちょっと話をしてみたいと思います。

長野県は、里山から高山までとても豊かな生物多様性を持っております。ところが世界的にみると、現在では人間活動が原因になって1年間に約4万種という過去に例もないほど大量に種の絶滅が起こっており、そのスピードがものすごく早くなってきています。まさに世界の生物多様性の危機と言えます。それはすなわち人間の生存基盤を切り崩すことになってきます。



図7 日本の生物多様性の危機(3+1)

この生物多様性の危機を 招く要因として4つがあレグ リがある草原環境はこりがある草原環境は の第2の危機「里地里の減ア リがある影響」すります。具体 による影響」すります。具体 りたる影響」がわちます。 リボースになります。 リベースになります。 ロには、 ロには、 ロにないないないないなくないる生き物がいなくないる生きないない。

きます(図8)。私は昆虫 が専門ですから草原の昆虫 をみますと、かつて長野県 では各地で見られたゴマシ ジミやオオルリシジミなど が絶滅危惧種になってきて います (図9)。そしても う絶滅してしまった昆虫も 多くなっています。辰野町 に目を向けてみますと、環 境省で絶滅危惧 IB 類にラ ンクされているミヤマシジ ミは草原に住む希少な蝶で すが、かつては辰野町のあ ちこちで採集されており、 多くの標本が残っていま す。そして小野のシダレグ リ自生地では 1971 年はま だ採集されていて生息して いました(図10)。1960 年代の辰野町をみますと 13か所ぐらいの生息地が ありましたが、80年代に なると7か所ぐらいになっ て、90年代には小野公園 と荒神山に、そして現在で は荒神山でしか見られない チョウになっています(図 11)。すなわち草原環境が なくなってきて、このよう に絶滅してきているという 現状があります。

その中で生物多様性という切り口からみますと、人間が生態系から得る3つのサービスがあります。物質の供給サービス、気候などを調節する調節サービス、それから文化的なサービスです。さらにこれら

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下



図8 生物多様性の第2の危機



図9 草原性の昆虫の衰退



図 10 辰野町産のミヤマシジミの標本



図 11 辰野町のミヤマシジミ生息地の減少

生態系サービス:人間が生態系から得る利益



図 12 生物多様性のめぐみ 間が維持してきた歴史があります。そして牛馬の餌とか緑肥、家屋材として供給サービスを受け ていました。それが止まってしまいますと、それに伴って草原のあまり知られていない調節サー ビスとか、文化的サービスがなくなってきます。ちなみに江戸時代の人は、供給サービスとして 水田の緑肥を得ていた他に、観光資源として、あるいは信仰の対象として、シダレグリの生育環 境の持つ文化的サービスもうまく利用していたかと思います。シダレグリの調節サービスや文化 的サービスをいかにうまく活用していくかが今後の課題になってくるかと思いましたので、少し

美馬

話題提供いたしました。

改めて、文化財だけではなくもっと大きな面で、人と自然との関わりが大きく着目されている 時代だと感じます。人の生活様式も非常に変革のある中で、今後大自然と人とがどう関わってい くのかを改めて考えなければいけないと感じさせられました。

を支える支持基盤のサービス があります(図12)。

シダレグリがある草原環境 については、昔の人は草を刈 り取って燃料に、あるいは稲 作の緑肥に、あるいは牛馬の 餌に利用していました。す なわち物質の供給サービスを 受け取っていたわけなので す。さらにこの草原環境は供 給サービスだけではなく気候 の抑制とか洪水の抑制、それ から水源涵養などの調節サー ビスもあります。よく森林が 水を涵養すると言われていま すが、森林では80%の水を 吸い取りますが、草原や水田 の里地では、90から95%と たくさんの水を涵養していま す。そういった調節機能もあ ります。

それから文化的な機能とい う面があります。燃料革命以 前については福島さんの話も ありましたし大窪先生の話も ありましたけれども、シダレ グリの草原環境はみんなが苦 労して採草などを実施し、人

(7) 小野のシダレグリ自生地に対する認識

美 馬

長年地域住民の代表として自生地の保存管理活動に携わっている、小野のシダレグリ自生地保全友の会(以下、友の会)からご紹介頂きたいのですけれども、なかなか今ではわからないのですが、地域において「小野のシダレグリ自生地」というものがどんなふうに認識されてきたのかや、この場所への思いや魅力、この場所について伝承されてきたことをご紹介いただけますでしょうか。

野 竹

シダレグリ自生地は昔から地元の皆さんの憩いの場として愛されてきました。小学校1年生の遠足と言えばシダレグリが定番で、高学年になるとキャンプ。私たちの頃はキャンプ場に今のようなテントはなく、トラックのシートに支柱を立てて張ったようなものでした。今ではできないのですが、シダレグリは幹が曲がっていて非常に登りやすいわけです。よく木登りをして遊んだものでした。









図 13 大正〜昭和期に撮影された記念写真(町民提供) (①大正 14 (1925) 年 ②昭和 5 (1930) 年頃 ③昭和 19 (1944) 年頃 ④昭和 30 (1955) 年頃)

以前は5月に、小野の商工会が中心だったと思いますけれども、シダレグリの芽吹祭が行われ 賑わいを見せていました。また一時期シダレグリ自生地の反対側の山の斜面にアスレチックがあ り、こども達の歓声が響いていました。私も子供を連れてよく遊ばせに行った思い出があります。 今はキャンプ場、パターゴルフ場、マレットゴルフ場などが整備されており、多くのキャンパー で賑わっています。

小野の里には公園や個人の屋敷にシダレグリを植えてある家が数多くあります。これも地元の皆さんがシダレグリに対する愛着があるからだと思います。これからもシダレグリに対する思いは引き継がれていくものだと思います。

美馬

ありがとうございました。天然記念物に指定される以前の、地域とこの場所との関わりというのは、もう資料等から推測することしかできないのでわからないところも多いのですが、この場所は長らく燃料や肥料を採取するために人々が入る山であり、シダレグリの特殊な樹形から様々な伝承があるとお聞きしています。天狗に関わる話や弘法大師が関係しているとか、不思議な木だということを地域の方はずっと認識し、地域で何かしら親しみをもって対応してきた、そしてこの木はやはり大事だから残さなければいけないと、地域として保存・愛護すべき対象になっていったと考えられます。

草や周辺の木を刈ってきたのは、元々は人の営みのためでしたが、いつからか木を守るためという意味合いも出てきたのかもしれません。

今ご紹介いただいたように、形は違えど地域の宝としてその場所との繋がりが続いているということは、特に大事なことではないかと思います。やはり、ただ守るために草を刈り続けることはしんどい場合も出てくるかもしれませんので、地域の中でのシダレグリへの想いを引き継いでいく必要があるだろうということは、保存管理計画策定の中でも強く感じていたことです。

(8) シダレグリの遺伝的特性

美 馬

ここでまた話題を変えて、古くからずっとこの場所にシダレグリがあり続けてきた理由の一つになるかもしれませんが、小野のシダレグリについては比較的「しだれ」の特性が遺伝的に伝わりやすいことが計画策定の中から見えてきました。

そういったあたりについて、計画策定時にも色々とご助言をいただきました西尾様から、遺伝的な重要性・特性をご紹介いただけますでしょうか。

西 尾

それでは私の方からは、シダレ性の遺伝について、また遺伝的多様性について、今わかっていることをご紹介したいと思います。

果樹のシダレ性というのは実はクリに限らず、サクラ、モモ、ウメなどにも見られます。いずれも非常に人々の興味を引いて大切にされていて、樹形改造など農業的にも面白く、鑑賞的な価値と同様に色々な研究対象になっています。ですからシダレ性というのは文化的側面から見ても、また生物学的側面から見ても非常に面白いものです(図 14)。

辰野町小野のシダレグリのみが、基本的には優性遺伝することが明らかになっています。その











https://www.kagiken.ro.jp/new/kgjimachi モモ「ひなのたき」 /hana-sakura-saebenishidare_Jarge.html

シダレウメ (Mao et al., 2020)

シタレクワ (Yamaguchi et al., 2009)

クリだけでなく他にも果樹にも変異体 これらの変異体のシダレ遺伝子は劣性

図 14 果樹のシダレ性

他のクリ、例えば岐阜県や宮城県に所在するシダレグリは劣性遺伝することが知られていますし、 先ほど紹介したモモやウメやその他のものは全て劣性遺伝なので、基本的には自然環境下で直立 型のものと交雑すると直立型が出てきてしまう。直立型が優性なのでシダレ性の出現頻度は非常 に低いことが明らかになっています。

小野のシダレグリは、シダレ型と直立型が3:1の比率で収束していくと思いますが、小野以外のものは逆に1:3になりますし、そもそも枝垂れている個体というのは非常に弱いので、基本的には自然環境下で淘汰されていきます。小野のシダレグリがこのような植物群落を作ることができたのは、小野のシダレグリが優性の遺伝子を持っていたことが大きな理由かと思います(図 15)。

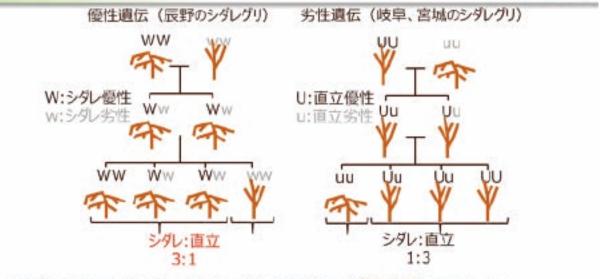
次に、日本に分布する野生グリとシダレグリの遺伝的構造についてご紹介したいと思います。 私は全国の野生グリを収集してそれを分類するような仕事をずっと続けているのですけれど も、基本的には地域的に緩やかな構造に分かれる事が分かっています。「遺伝的構造」という言 葉を私は使うのですけれども、遺伝的な背景が若干違っています。もっと詳細に解析すると、実 際には九州のものだけがものすごく離れていて、関東・本州のものは実はそんなに離れておらず、 品種もわずかな違いではあります。シダレグリも解析すると、基本的にはその地域の遺伝的構造 をそのまま持っています。青森県のシダレグリなら青森県の構造を持っているし、岩手県なら岩 手県の構造を持っています。

一部のシダレグリには栽培品種の遺伝的構造が見られました。これについては特別驚くべきことではなくて、やはり人の手で管理されているので、近くにあった栽培グリの遺伝子が流入してくるのは自然な事です。例えば関東の野生グリにはかなりの確率で栽培グリの遺伝子が入ってきていますし、また人々の生活していた近く、里山などでスポット的に遺伝子が流入している事も分かっています(図 16)。

今回解析した小野のシダレグリの2サンプルについては、かなり前に私の研究所に導入された ものなので、詳細な由来はわからないのですが、赤色の遺伝的な構造を持っており、これは栽培 グリに近いことを意味します。本当の遺伝的構造については、生育している900本のシダレグリ

辰野町のシダレグリのみが優性遺伝する



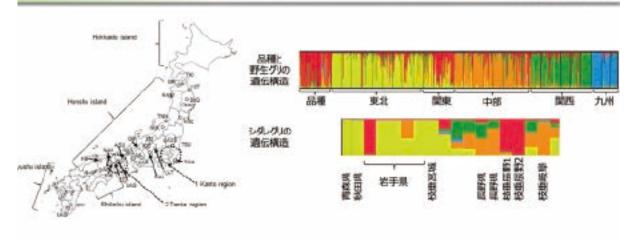


実質的に辰野町のシダレグリのみが半自然環境下で植物群落を形成できる

図 15 シダレグリの遺伝的特性

日本に分布する野生グリとシダレグリの遺伝的構造





各地のシダレグリは遺伝的構造その地域に野生するクリの遺伝的構造と同じ 品種と同じ遺伝的構造(枝亜辰野)を示す個体もある→人の手が入っている

図 16 日本に分布する野生グリとシダレグリの遺伝的構造

を解析しないとわからないのですが、おそらく生育しているシダレグリの一部に関しては、かつ てクリを栽培していた場所の近くからサンプリングしていったら、そういった遺伝子が入ってい るかもしれないと感じています。

美 馬

シダレの形質は遺伝しづらく、守りづらいという感覚がありましたので、このお話をお聞きした時、非常に驚いたのを覚えております。長年自生地にあれだけたくさんのシダレグリが生育している理由にはこんな特性があったのかと非常に驚きました。

2. 保存管理計画と他地域の事例

(1) シダレグリ保存管理計画策定の概要

美 馬

これまで皆様から、小野のシダレグリ自生地の価値や魅力をお話しいただきました。それを踏まえていかに保存管理・公開活用していくかということが、委員会を立ち上げて検討してきた中身になってくるのですが、その辺りを簡単にご紹介させていただきます。

保存管理計画がどんな計画で、どんなことを考えているのかということをお伝えしながら、保存管理という点に話を移していきたいと思います。

図 17 は計画を策定した頃の指定地の様子です。斜面の中に非常にたくさんのシダレグリが生えていますが、その周辺には草が茂っていたり、低木が生えていたりします。非常に広い範囲がこのような状況にあり、どうしていけばいいのかということを考えながら計画策定を進めてきました。

まずはシダレグリや自生地についての調査を実施しましたが、その結果 900 本以上ものシダレグリが生育していることがわかりました(図 18)。ただ、過密な箇所では競合し枯死しているという課題もありました。巨木 21 本ほどは幹まわりが 180cm と非常に大きく、樹齢は 300 年から 500 年と推定されます。こういった古木がたくさんあるところも魅力の一つであり、課題の一つにもなっています。

本質的価値をふまえた保存管理の大きな方向性については、シダレグリの個体そのものがたく さんあることが大きな価値になってきますし、その生育を可能とする基盤である自然的な要素と 人為的な関わりの部分を明らかにしながら定めていくことになりました。ここでは保存管理につ いての6つの基本方針をざっとご紹介します(図 19)。

まず1つめは、シダレグリの自然更新が安定して継続されていくための作業を明確にすること。 草刈りや低木の除伐といった作業を示しています。2つめは、シダレグリの巨木についてもモニタリングしながら必要に応じて対応していくということ。3つめは、遺伝的な観点からも価値と 状況を保存していくということ。4つめは、自生地を保存するための手法や技術を継続して考え ながら、生育状況をモニタリングしていくということ。5つめは、指定地周辺の景観も魅力のあ

る場所として保全していくこと。6つめは、地域における自生地と人との関わりの歴史を伝承すること。公開活用にもあたるところですが、地域の方々の理解や関わりがあってこその今の自生地ですので、歴史を勉強しながら地域の方に見守ってもらうことが大事だろうと思います。

以上6つの方針を定めて計 画を策定しています。



図 17 計画策定当時の自生地の様子

自生地のシダレグリ生育状況

【生育本数】

- ·生存:894本、枯死:121本
- ·巨木: 21本(幹周り180cm以上)
- ※指定範囲外にも482本が存在
- かなり密にシダレグリが生育
- ・枯死個体も多数みられる⇒ある程度密度管理が必要



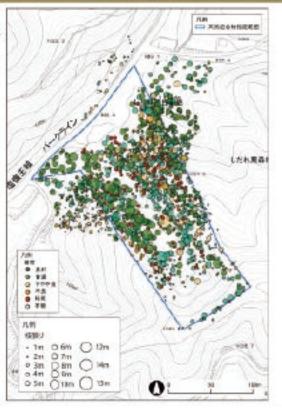


図 18 シダレグリの生育状況

2.保存管理の基本方針・地区区分

保存管理計画の基本方針

【本天然記念物の本質的価値】

- ①シダレグリ (個体、自生地)
- ②シダレグリの生育基盤となる自然要素(気候、地形、植生 等)
- ③シダレグリの生育基盤となる人為的な要素(草刈等の維持管理)

【基本方針】

- ①自生地として自然更新が継続されるための保存管理
- ②シダレグリ巨木の保存管理
- ③シダレグリの遺伝資源を保存
- ④シダレグリ自生地を保存するための手法・技術の検討と 生育状況のモニタリング
- ⑤指定地周辺の景観の保全
- ⑥地域におけるシダレグリ自生地と人とのかかわりの歴史の伝承

図 19 保存管理の 6 つの基本方針

(2) 保存管理計画の基本的な考え方

美 馬

保存管理計画の詳しい中身に入っていきたいのですが、大窪先生の方から、管理の考え方も含めて内容をご紹介いただけますでしょうか。

大 窪

美馬さんからご紹介いただいた保存管理の6つの基本的な考え方については、保存管理計画書に明記されています。保存管理計画書は平成31年3月に作成されました。また保存管理計画書に基づいて整備計画書が令和2年11月に刊行されて





図 20 保存管理計画書(左)と保存整備計画書(右)

おりまして、この整備計画書に基づいて、天然記念物再生事業を開始しています(図20)。

くり返しになりますが、シダレグリ自生地はかつて草山であり、刈敷場であったことが知られています。また自生地の周辺も広く草山として利用されてきたと考えられます。

草山は人が生活するためになくてはならない場所として、訴訟沙汰になるような重要な場所でした。江戸期までだけではなく、戦後も場所によっては昭和30~40年代まで、こういった草山は日本全国に広がっていたと考えられます。

その中にシダレグリが自生してきたということですが、栽培グリではよく知られていることですが、クリはかなり手入れをして、生えている密度が疎な状態でなければ、なかなか健全に育たないという性質を持っています。ですから、先ほど美馬さんから紹介していただいた図(図 18)ですが、今から 100 年前に天然記念物として保存するために指定されましたが、地域の方は大事な場所だからあまり手をつけてはいけないと考え、積極的に手を入れなくなった可能性があります。従って、草山としての利用がかえって止まってしまうことになり、どんどんクリ以外の草木が増えていって、シダレグリそのものの生育状態も悪くなってしまい、枯死する巨木も最近は増えている状態です。生態学的な視点から言えば、どんどん植生遷移が進行していってしまいますので、低木林化を阻む管理が必要になります。今までは友の会の皆さんによって草刈りや間伐などが行われてきましたが、それだけでは間に合わないということで、新たな保存管理の事業を進めています。

表2が保存整備計画書の内容です。保存と活用の課題について、また作業をどのように進めていくかについて、しっかりと書かれています。一番重要なのは、シダレグリの生育にマイナスの影響を与える雑木や、植生遷移を進行させるような草木を取り除く管理を進めていくことで、これを「天然記念物再生事業」として昨年度から集中的に進めています。

また一方では、友の会の皆さんが進めてこられた日常的な草刈りや低木の除去、枯れ木の取り除きなども定期的に続ける必要があります。友の会の活動は4月から11月までの期間、毎月1回の頻度で活動していますが、このような日常的管理も継続していくことが必要になってきます。

シダレグリの巨木についてですが、巨木はやはり大事な本質的価値の要素となりますので、十分に注意して手入れをし、必要に応じて手当を実施することが必要です。

表 2 保存と活用の課題

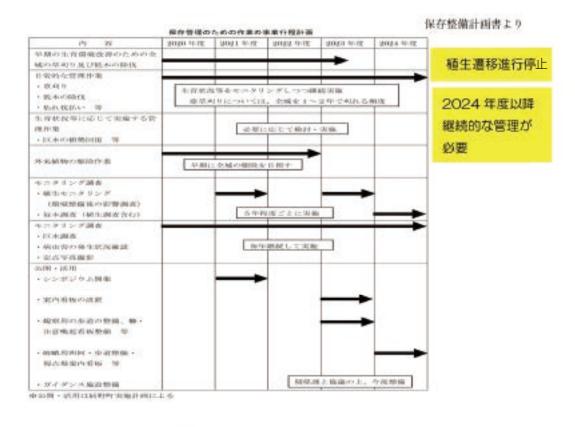




図 21 外来植物の駆除

外来種について、自生地には特にオオハンゴンソウ(特定外来生物に指定され、特に自然生態系への負の影響が懸念される)が多数侵入し、またオオハンゴンソウによく似た性質で強害草のハネミギクやオオアワダチソウなども侵入定着してしまっていますので、これらの非常に駆除が難しい外来植物の排除も定期的に行うことが必要になります(図 21)。

先ほど町教育委員会の福島さんの話に、これまでの保存管理の手法について、自然相手のため 植物がどう反応するかわからず不安であるという意見がありました。おっしゃる通りで、常に管 理の結果がどうなったか、現状はどうなのかということをモニタリングしていかなければなりま せん。シダレグリの毎木調査やその他の植物も含んだ植生調査、巨木の調査などを定期的に行い、 目的に応じた管理ができているかを確認するという順応的管理が必要となってきます。

また先ほど西尾先生からシダレグリの遺伝的な特性についてお話しいただきましたが、遺伝的な多様性を維持していくためにどう管理していくかという課題もあげられます。

(3) 保存管理していく上での遺伝的視点からの注意点

美 馬

では、遺伝的な特性を踏まえながら保存管理していく上ではどういったことに注意した方がいいのかということについて、西尾様からご紹介をお願いできますでしょうか。

西 尾

私の方からちょっと気になっていることがあるので、ご紹介したいと思います。

近交弱勢という言葉がありますが、これは遺伝的に近いもの同士が交配すると、次世代がどんどん弱っていくという現象です。具体的には樹勢の低下や、受精能力(次世代を作る能力)の低下など、様々な問題が生じてきます。小野のシダレグリ自生地において非常に特徴的なことは、2.24haに911本という個体数です。非常に多く、自然に分布するクリの密度よりかなり高いです。この環境下でシダレグリのみを高密度に残すという選伐を続けていくことについて、やはり近交弱勢が少し気になるなと私自身は感じます。

それを防ぐことはなかなか難しいのですが、せめてやったらいいのではないかということは、 近隣の自生地以外のクリ、直立のクリもあると思いますので、それらを残すことです。近隣の直 立のクリを切ってしまえば自生地内のクリの枝垂れる割合は高まるのですが、こういった無理な 選伐を続けることはやはり良くないと思いますので、周辺環境を自然のまま残し、ある程度選伐 されていない状態の遺伝子が周辺と交雑して入ってくるぐらいの方が、長期的に保存していく上 では良いのではないかと感じています。

また、先ほど大窪先生も古木の価値についておっしゃっていましたが、古木というのはまだ近親交配が進んでいない可能性が高いです。元々長野県にあった遺伝的構造を持っている可能性も高いですし、そういった意味でも非常に重要なものかと思うので、大切にされたら良いのではないかと思いました。

あと、少し自然に任せる範囲からは外れますが、場合によっては計画播種する方法もあります。 下呂市などではすでにそういったことを実施しているということなので、長期的に保存管理していくために、将来的には考えていく可能性もあると感じました。

また、場合によっては樹形を維持するための剪定であれば実施する事も可能かもしれないと感じていますので、こういったところは今後の課題にしていただければと思います(図 22)。





- 近隣の自生地以外のクリとの交雑を容認し、 遺伝子交換を行う。 (積極的に行うのは難しいが、近隣環境を自然な状態に)
- 近交が進んでいない古い樹の種子から 発芽した個体を残す
- 3. 計画播種する。良い個体の種子をとり、
- 日当たりの良い場所に散布する。
- 剪定する。カミキリムシ対策? 枝を整理することで、 日当たりをよくし、 業剤を散布や虫の穴の補修

図 22 保存管理上考えられる対策

美 馬

今お話しいただいた内容も順応的管理に関わる部分かと思いますが、天然記念物の価値を損な うことになってもいけないと思いますし、保存管理計画策定中には議論が詰まり切らなかった部 分だと感じています。今後の管理の方法については、遺伝的な見地からも少し掘り下げて検討を 続けていく必要があると個人的には感じました。

(4) 再生事業

美 馬

実際にはすでに保存管理のための作業が進んでいる状況になりますが、そのあたりについて辰 野町の福島様からご紹介をお願いできますでしょうか。

福島

事例報告にもある通り、友の会の会員が「日常的な管理」として4月から11月(除8月)まで毎月1回活動を行っているほかに、令和2年度からは、文化庁と長野県教育委員会から補助金を受けて、天然記念物に指定された当時の姿に戻す「天然記念物再生事業」を実施しています。

天然記念物再生事業は、保存管理計画に基づいた事業で、計画書では2年間かけてシダレグリ 以外の雑木や下草の刈払いと搬出、その後再度指定地内の刈払いと搬出を1年かけて行うとさ れています。

令和2年度は、図23の茶色の線で示したように、指定地範囲外の尾根筋付近にそって2本の作業道を拓き、橙色とピンク色で示した2か所について架線を張り、刈り取った雑木や下草を吊り上げて搬出し、処分しました。ピンク色の地区については、架線を張ることが困難だったことから、クレーンを使用して搬出を行いました(図24・25)。

美馬さんのお話でも示されていますが、作業前の空中写真と、作業後の空中写真 (口絵)を比べると、再生事業の効果がはっきりとわかると思います。

令和3年度以降も継続して事業を行い、シダレグリの純林となった後は、友の会の日常の管理 作業によって環境を維持していく予定です。

美 馬

計画策定によって、手探りながらしっかり力を入れてみようという中で作業が進んでいる状況にあると思います。

ただ今後については、やはり実施した様子の見守りが必要になりますし、切った雑木類が再度 繁茂した時の維持管理対応等が大事な部分かと思います。シダレグリは樹形が丸いので、その近 くに違うシダレグリが生えると、球と球が被るような感じになり、被ったところの内側は枝が枯 れて、樹形も見づらい状況になってしまいます。またシダレグリ自体は上方向に成長しづらい樹 形をしていますので、他の木が生えてくると被圧され、生育が悪くなったり枯れたりといった事 が起こってきます。やはり維持管理の場面で人が関与しつづけることが大事だと改めて感じます。

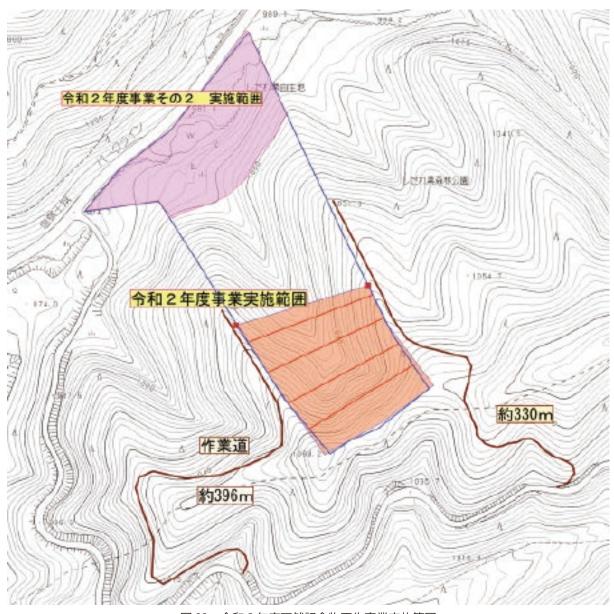


図23 令和2年度天然記念物再生事業実施範囲





作業道の開削





チェーンソーによる雑木等の除伐





架線下への手作業による集積

図 24 再生事業実施状況 (1)



繊維ロープによる作業道への雑木等の搬出



クレーンを使用しての搬出

図 25 再生事業実施状況 (2)





図 26 再生事業実施前の自生地の様子



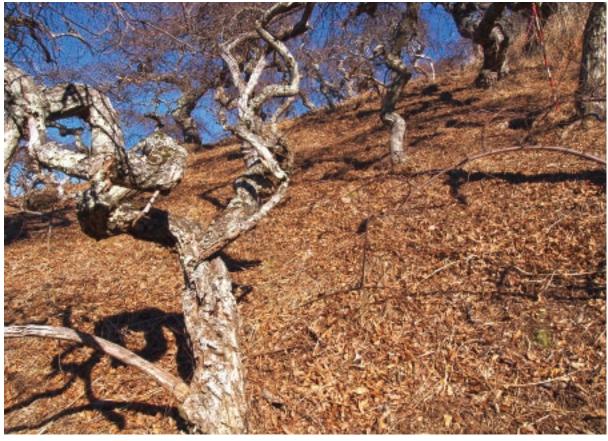


図 27 再生事業実施後の自生地の様子

(5) 活動事例①(小野のシダレグリ自生地保全友の会)

美 馬

長年作業に携わっている友の会から、今までやってきて難しいと思ったことや、改善の余地が あると思ったことをご紹介いただけますでしょうか。

野 竹

では友の会の活動についてお話しさせていただきます。

会員は現在 30 名ほどで、平均年齢は 70 歳以上という高齢です。毎回の作業参加人数は 15 ~ 20 名ほどです。

作業月は8月を除いた4月から11月までの毎月1回、日時は第2月曜日の午前8時30分から12時までとなっています。作業内容は草刈り・除伐・ツル切り等で、最近になって特定外来植物オオハンゴンソウの抜き取りが加わりました。5月・6月はオオハンゴンソウの抜き取り、7月・9月は草刈り、4月・10月・11月は除伐とツル切り等です。

限られた作業日数の中で、面積も広く、なかなか作業が追いつかないのが現状です。作業も少々 ハードですが、教育委員会の指導に従い、シダレグリの生育によりよい環境づくりのため、暑い 日や寒い日もあって大変ですが、皆で作業に精を出しています。

しかしながら楽しみもあります。作業日には毎回おいしいお茶を入れて頂き、わずかな時間ですが、雑談に花を咲かせくつろいでいます。



図 28 小野のシダレグリ自生地保全友の会活動の様子 (①外来植物抜き取り ②草刈り ③不要木の除伐 ④お茶休憩)

また毎年7月には視察研修を実施し、これまで県内はもとより県外各地のシダレグリ自生地に 足を運びました。東北地方には数多くの自生地があり、1泊、時には2泊で行くこともあります。 夜は温泉に浸かり、そのあとは懇親会という楽しい視察研修をしています。

友の会では会員の募集をしています。楽しいこともありますので是非ご加入を。

美 馬

ありがとうございます。私も作業に参加したり、様子を見に行ったりしたことがあるのですが、 非常に和気あいあいと楽しそうに作業されているのが印象的でした。ただご高齢な方も多い中で、 面積も広く、上部は傾斜もきつい中で、ご苦労されているのではないかと感じました。参加者の 募集もされていましたが、多くの方に参加して頂いたり、若くて力のある、ぐいぐい上の方まで 上がって作業してくれる人が増えていくといいのかなと思います。

(6) 活動事例②(岐阜県下呂市 竹原のシダレグリ自生地:乗政DVC) 美 馬

続きまして、同じような内容になるかとは思うのですが、今度は下呂市での取り組みの様子を ご紹介いただけますでしょうか。

進藤

下呂市教育委員会の進藤です。事例発表で投稿させていただいた動画の概要説明と、竹原のシダレグリ自生地の悩み事などを、乗政DVC会員の河村さんからお話しいただきたいと思います。 事例発表の内容は、今まで長い間シダレグリの保護活動が地元の方によって行われていたことで今日まで綺麗にシダレグリが育ってきているという事と、その一例として一時期クリタマバチで甚大な被害を受けた自生地が、中学生のボランティアや多くの地域の方々の駆除活動等で被害が最小限に抑えられるようになったこと、現在の肥料による樹勢回復や草刈などの保護活動、また接ぎ木という方法で以前行っていた活動について、動画にて説明させていただきました。

現在保護活動をしておられる乗政DVCさんの動画では、会長の熊﨑祥二さんにお話しいただいたのですが、今回は用事で欠席されるということで、代理で河村正三郎さんにお越しいただきました。自生地の保護活動を行っている中でどういうことが悩みなのかお話しいただきたいと思います。

河 村

今日、会長は長野県と岐阜県の登山道の整備を行っています。昔から乗政DVCでやっておりますので、会員が少ない上に人がいないので、今日は私がピンチヒッターということで申し訳ないのですが。

60年ほど前、クリタマバチを青年団で18名くらいかな、ラジカセ聴きながら取っておりましたら、ケネディ大統領暗殺のニュースが流れて。ちょうど60年経つということですか。

ただ、私達が栗玉を取る時には下草がなかった。草刈りをした覚えはないです。ということは、 田畑の肥やしにみんな刈り取って持っていったことになります。今だと(施肥が)年に3回を超 えてくると草だけがものすごい勢いなものですから、将来はなるべく手をかけない形の保存法を 考えていかないと。今の肥料だと樹勢は良くなるし栗玉も確かに付かなくなりましたが、その反 面やっぱり草が伸びるし、その草も毎年刈り倒すから肥やしになる。そういうことはいいことですけど、やっぱり会員が高齢化してきて、若い人に少しでも入ってもらうような形を進めていかないと、年寄りばかりではだめになってしまう、そういうことを心配しております。

進藤

ありがとうございます。作業等の課題として、高齢者の会員が増えていく中で若い方をどう入れていくのか、どういう風に活動に巻き込んでいくかというところをお話ししていただきました。 行政としても、地域の方に委託している状況なのですけれども、どうやって行政として関わっていくのかということも課題になっています。

美 馬

貴重なお話をありがとうございました。60年前の様子の違い、以前は草刈をしなくても草がなかったというところも非常に興味深くお聞きしました。クリタマバチが話題に出ていますが、小野のシダレグリでも調査をしましたらたくさん付いていました。今はだいぶ状況が改善したというお話ですが、もしかしたらどう対応したらいいかも含めて、情報の共有ができるとよりよいと感じました。

やはりどの地域も同じで、高齢化もあり、大変な作業であればあるほど会員の負担になっています。何かしらの楽しみや、体制づくりの工夫などが、地域で守っていく上での共通の課題になりそうだと感じたところです。



図 29 竹原のシダレグリ自生地 (下呂市教育委員会提供)

(7) 活動事例③(長野県上田市 西内のシダレグリ自生地: 丸子教育事務所) 美 馬

続けて西内のシダレグリについて、上田市教育委員会の久保様からご紹介お願いできますで しょうか。

久 保

上田市より、西内のシダレグリ自生地の保護の取り組みをご紹介させて頂きます。本日は保存 会会長の滝沢様のご都合が合いませんでしたので、上田市教育委員会の久保が代理で発表させて いただきます。

こちらが西内のシダレグリ全体の現在の様子です(図 30)。ご覧の通り、大体 2 m 以下の比較的小さなシダレグリが、敷地内に点在しています。現在、幼木を含めて約 100 本のシダレグリを育成しています。上田市では「穴沢枝垂栗保存会」という地元有志の方で構成された団体に保護を委託しています。こちらが穴沢枝垂栗保存会の皆様です(図 31)。平成 22 年に結成されました。

保存会は年間を通して虫害対策、シダレグリへの施肥、雑木の除去など、シダレグリ全般の管理を行っています。また、西内のシダレグリというのは、上田市の中でも山間部に位置しています。防獣柵の設置や、自生地へ向かう通路の工事など、自生地周辺の整備も積極的に行っています(図 32)。こちらの道は西内のシダレグリに向かう通路ですが(図 33)、車が通れるように重機を使って大規模な工事を行い整備しました。別のスライドでもご紹介させて頂いているのですが、こちらの道路の整備に際しては、重機が転倒するなど様々なトラブルに見舞われ、大変苦労を重ねられたようです。



図30 西内のシダレグリ自生地 (上田市教育委員会提供)

会長の滝沢瑛光さんに、西内のシダレグリの 保護を進める上での悩みなどについてお話を伺いました。

先ほどから下呂市や辰野町の皆様のお話にもあがっていらっしゃる通り、西内のシダレグリにおきましても、一番の悩みはやはり後継者の獲得です。現在の保存会会員はほぼ全員が60歳以上ですが、敷地の整備などの大規模な作業にはやはり若い人手が不可欠です。現在活動中の会員さんも、体力に限界を感じると今後は実際に作業に参加することが厳しくなってきます。継続的に保護を続けていくには、やはり若手の協力者が不可欠という話をお伺いしました。



図 31 穴沢枝垂栗保存会の皆様 (上田市教育委員会提供)

教育委員会としましては、今後は公民館講座

など市民の方が参加できる講座などを通して会の活動を広く知っていただく機会を展開し、新規 会員獲得に協力したいと考えております。それ以外にも効果的な方法などございましたら、皆様 のご意見を頂戴できたらと考えております。

美 馬

ありがとうございました。防獣柵について、小野のシダレグリ自生地の管理計画策定の中でも、 ニホンジカ・カモシカ・イノシシ・クマなども含めて、葉っぱが食べられてしまったり、クリの 実を食べに来たことで枝が折れてしまったりといったことを危惧する声がありました。計画策定 時点ではそれほど影響が出ていなかったので柵等の設置には至らなかったのですけれど、もしそ ういうことが必要な事態になってきたら西内での取り組みを紹介頂きながら対応する場面も出て くるかもしれないと感じた次第です。

あと、やはり高齢化も含めて体制づくりが課題になっているところは、もしかしたらシダレグリや他の天然記念物に関わらず、全国的に様々な場面での課題であるかもしれず、活動を知っていただく講座を開いたりといった取り組みをスタートしないと、体制づくりは難しいということを改めて感じました。



図 32 自生地周辺の整備作業(柵設置) (上田市教育委員会提供)



図 33 整備された作業道 (上田市教育委員会提供)

(8) 保存管理上の課題

美 馬

ここで本間様の方からシダレグリの保存管理について、今まで色々と議論してきたことや、他 地域の事例としてご紹介いただいたことを受けて、今後重要になると思われる点や、気になる点 について少しまとめのコメントをお願いできますでしょうか。

本 間

コメントになるかどうかわかりませんけれど、これまで保存管理の議論に携わり気のついた事などを話したいと思います。

今回の問題点は、これまで生活で利用されていた草などが使われなくなってしまい、シダレグリを保存するためだけに作業をしなければならない、ということだと思います。その作業量が、これまでは生活のために行なってきたものですが、管理のために行うということになると、非常に膨大な作業になることを実感したところです。友の会でも色々な形で作業を行っているのですが、友の会自体のキャパシティということもありますし、世代交代のことなど、いろいろな問題が出てきていると思います。

これまでは友の会というと、作業を行う会だと考えられています。しかし、作業はやはり大変なので、できれば作業とともに活動の幅を広げること、他地域の方やいろいろな方と連携していくことを友の会の活動とするのもいいような気がしました。

天然記念物であれば一定の割合は国の補助事業として事業はできるのですが、それは保存管理のための一部の事業のみで、継続的に実施していくものについては、何らかの仕組みを作っていかなければならないと思います。先ほどお話が出ていた、講座を作って知ってもらうというのもいいですし、例えば友の会が核になってボランティアの受け皿になり、参加者を募って活動する人の幅を広げ、横の連携を広げていくようなことも必要ではないかと思います。地域では学校の生徒達に環境学習の一環として作業を行ってもらい、そのことによってシダレグリの知名度や魅力を知ってもらうことも一つの方法だと思います。

幅広い年代の方を巻き込んで活動ができるような仕組みを、今すぐは難しいでしょうけれども、 行政などとタイアップしながら考えていくことも必要なのではと考えました。

同じことを実施している他の地域の方との交流などを含め、よいと思われる活動を共有していくことも大事なことではないかと考えたところです。

3. 公開活用

(1) 文化財活用にむけた取り組み

美馬

これまで保存管理の話をしてきましたが、公開活用については、地域内外の人にどうやって知ってもらうのかということを検討し、保存管理計画書に記載もしています。今回のシンポジウムもその一環で企画されたものですし、こういったことをきっかけにして情報共有の取り組みが続いていくというのが大事だろうと思っています。

守るためだけに公開活用するのではなく、それが地域振興にも繋がっていくという視点が非常に大事になってくるかと思います。その辺りについて、今後町での取り組みなどについて、福島様から紹介いただけますでしょうか。

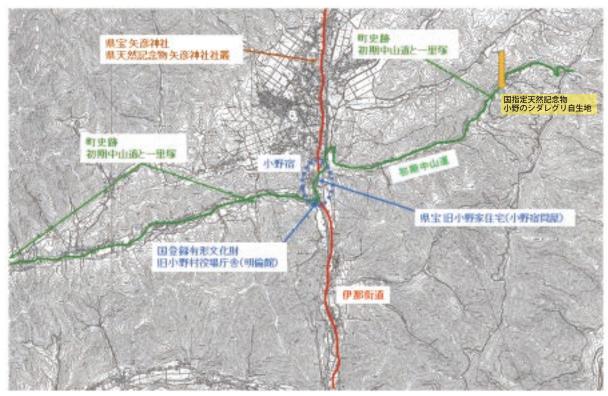


図 34 小野のシダレグリ自生地と周辺の文化財

福島

小野のシダレグリ自生地の普及公開・活用については、保存管理計画にもある通り、地域の文化財や文化的な資源を織り交ぜた中で、シダレグリの価値を周知していく予定です。

保存管理計画を策定するまでの経緯でも触れましたが、シダレグリ自生地は街道に面しており、 古くからその存在が知られていました。このため、活用の面でも「街道」をキーワードとして周 辺の文化財や文化資源と連携させていきたいと考えています。

主な街道としては、図34のように東西には初期中山道、後の小野街道が通り、南北には、塩尻から名古屋まで続く伊那街道が存在します。

これらの街道が交わるところに小野宿が位置します。小野宿には長野県宝に指定されている旧小野家住宅(小野宿問屋)があります。宿場の南には、国登録有形文化財の旧小野村役場庁舎と 土蔵があり、北方には、矢彦神社(県宝)とその社叢(県天然記念物)があります。

また、先ほど紹介させていただいた初期中山道には、開削当時に設置された一里塚(町指定文化財)も残されています。

· 旧小野家住宅(小野宿問屋)



安政6年(1859)の大火後に建てられた本棟造り。 ほかにも本棟造りや横屋造りの建物もあり、宿場の景 観をよくとどめている。旧小野家住宅の元所有者であ る小野家は江戸時代を通して問屋業と名主も務めてい た家柄で、この地を治めていた代官の千村平右衛門や、 五街道が通行できなかった場合に本陣の役割を果たす ため「上段の間」が設けられている。

· 旧小澤家住宅(小野宿油屋)





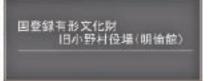
旧小野家住宅の向かいに建つ本棟造りの 建物で、安政6年の大火の直後に建設され た。平成28年に所有者から町に寄贈され、 地元小野区で結成した「小野宿交流館油屋 保存会」によって維持管理されている。小 野区による、積極的な活用が期待されてい る建物。

· 旧小野村役場庁舎(明倫館)









明治38年(1905)に建設された建物で、 辰野町と合併した後には生涯学習の拠点として、柔道・卓球・剣道・パッチワークなどを行う公民館的な施設として使用されている。現在 は地元雨沢耕地の住民で構成されている「建造物明倫館保存会」によって管理されている。

・初期中山道と一里塚



町 史 跡 初期中山道と一里塚(飛沢:58里) 初期中山道開削にあわせて設置された。辰野町内には58里、59里、60里の3か所が存在し、このうち、58里に当たる楡沢の一里塚は、2つの塚が残っており、この間に通る道筋も想像でき、江戸時代の風情をよくとどめた場所である。

・矢彦神社および矢彦・小野神社社叢











塩尻市北小野地籍に小野神社と並んで祀られている。社殿は江戸時代後半期の立川流の建築様式である。規模は諏訪大社より若干小規模だが、彫刻等は遜色ない出来栄えである。社叢はたのめの森と呼ばれ、その地名は、枕草子にも登場するなど、都にも聞こえた。平地林の植生をよくとどめているとして、県の天然記念物に指定されている。

これらの他にも、指定されていない文化財ではありますが、街道筋には道祖神や庚申塔などといった石造物も見ることができます。石造物のなかには、そのいわれが記録されているものもあり、そのいわれを見ながら石造物を楽しむこともできます。

また、より広域に見てみると、辰野町発行の観光パンフレットの最初を飾る、県天然記念物「辰野のホタル発生地」があります。辰野町最大の観光資源として、毎年辰野ほたる祭りが盛大に開催されています。その他にも、国重要文化財である「木造十一面観音立像」や、7年に1度の御柱祭などがあります。

このように様々な文化財や伝統行事などの地域資源を活用し、町内を巡り歩けるようにすることで、地域の活性化につながっていくのではないかと考えています。

また、本間先生から、もっと広域での活用というお話がありました。シダレグリに関しては、 東京都にお住まいで、樹木医であり、森林インストラクターでもある石井誠治さんからも、現地 を視察したうえで、活用方法についてのお話もいただいております。

シンポジウムに合わせてコメントをいただいておりますので、紹介します。

辰野町の皆様へ

この度はシダレグリシンポジウム開催おめでとうございます。コロナ禍で参加できないことは残念ですが、開催されることがシダレグリ自生地を守る第一歩だと信じます。

長きにわたり皆様の努力で守り続けてこられた小野のシダレグリ自生地の価値をこの機会に再認識してください。予稿集にある各地のシダレグリの写真と小野のシダレグリの写真は明らかに違います。樹形がジグザグに乱れている小野のシダレグリは、優美に枝垂れる枝振りではありません。普通のシダレグリは劣性遺伝でやがて消えてしまいます。小野のシダレグリは強性遺伝です。だから千本もの群落になるのです。

葉が落ちている枝振りの写真は世界に類を見ない景観です。この映像をネットで世界に広げましょう。必ず世界の人たちの話題になります。現在辰野町といっても知らない人も多いですが、サクラといったら弘前を思い出すように、小野のシダレグリ自生地の景観が話題になり知られるようになれば、映像と地名が重なります。全国的に知られれば、今まで皆様だけで守ってこられた月に一度の草刈りもボランティアで手助けしようという機運も盛り上がるでしょう。

マスコミに注目されればグリーンツーリズムの目的の場所にもなります。観光だけでなく作業体験、長く続く文化を維持する体験は地元との交流を生み出すはずです。辰野町がはぐくんできた小野のシダレグリ自生地という、歴史と文化性に富んだエリアがあるから実現する可能性があるのです。

このシンポジウムを通して町の方々が小野のシダレグリ自生地の特別なシダレグリの価値と、江戸 時代以前から培ってこられた先人たちの努力を理解され、未来に繋げる活動を開始していただくこと を遠方より期待しております。

樹木医 石井 誠治

このメッセージでは、まさにインターネット等の最近のメディアツールを活用してシダレグリを広く周知させ、横のつながりを広めていくことが大切だとのご指摘をいただいていると思っています。

どのような方策が良いのか、これから検討していかなくてはいけないと感じています。

美 馬

文化財の公開活用の考え方については色々と変わりつつあると思います。全国でも、古い道をロングトレイルしながら、昔だったら気にもしなかった小さな文化財も含めて地域の魅力を探る観光というものも外国人観光客を筆頭に定着しつつあり、地域の魅力の再認識・再発見が進んでいるような気がしています。

辰野の文化財や見所を歩きながら見るという話がありましたけど、道というのは周辺に続いているものもありますし、場合によっては周辺市町村と上手く連携をするのも面白いのではないかと聞いていて思いました。

やはり天然記念物といいますと「守る」ことが前面に出てきます。それは一番大事ではあると 思いますが、地域の資源としても捉え「使う」ために整備することを考えるということも大事だ と思ったところです。

樹木医の石井さんには、計画策定中から色々と気にしていただき、情報提供やご助言をいただいてきたので、今回のコメントも地域の方に向けた温かいエールだと感じましたし、シダレグリの魅力が分かる人をどんどん増やしていくことが大事だと改めて思いました。

(2) 公開活用の取り組み事例

美 馬

文化庁としても、文化財の公開活用を進めていくスタンスや方針というのは、見直しつつ、というところもあるかと思うのですが、全国における天然記念物の公開活用の取り組みなどを田中調査官からご紹介いただけますでしょうか。

田中

はい、先ほど本間先生や福島さんのおっしゃった通りだと思うのですが、そもそも文化財保護法では第一条に法律の目的を示してあります。「文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに世界文化の進歩に貢献する」とあります。

保存と活用はずっと出ているように両輪であり、活用のためには天然記念物を保全する必要がありますし、保全のためには活用を通じて天然記念物の価値を理解していただく必要があります。 このことが一番重要かと思っています。

基調講演の中で、本間先生から天然記念物の活用事例をご紹介いただいていますが、その中にあった福井県大野市の「本願清水イトヨ生息地」について簡単に紹介いたします。

イトヨは体長5cm程度の魚です。淡水型と言われる、ずっと淡水の地域にいるものと、サケのように川で生まれて海に戻るタイプに分けられていますが、この本願清水のイトヨは淡水型で、常に町の湧水に生息しています。

建物の手前部分が「天然記念物本願清水イト ヨ生息地」です(図 35)。この池は約 430 年



図 35 天然記念物本願清水イトヨ生息地 (本願清水イトヨの里提供)

前に、越前大野城の城下町の整備において町用水の水源として整備されたものと伝えられていて、 町民にとって飲料水・生活用水・防火用水として欠かせないものでした。

イトヨは湧水によって町の人々の生活と結びついているものといえます。ただ昭和 40 年以降、 湧水量が減少し、地元で様々な対策を講じていただいたのですが、なかなか十分な保全ができて いませんでした。平成 10 年から文化庁や福井県の補助を受け、3 年かけて池の整備も含めた抜 本的な整備を進めていただき、イトヨの保護と、学習施設である「本願清水イトヨの里」という 施設を作っていただきました。

こちらは本願清水イトヨの里のホームページで公開されている、10周年アニバーサリーの時に作成された冊子です(図 36)。教育普及のページで紹介しているのは、イトヨの観察や歴史を学ぶコーナーだけではなく、総合的な学習や部活動の支援、職場体験といった小中学校とのタイアップです。また生涯学習の場としての利用や、大学生の受け入れも実施しています。研究施設や飼育研究室があり、大学の研究にも利用されています。

ディスカッションの最初の方で、西尾先生がシダレグリのことを、研究者から見ても大変興味深いものだとおっしゃっていましたが、イトヨもまさにそのような形で、研究と教育普及をセットでやって頂いており、様々な企画やシンポジウム等を継続して年に複数実施して頂いています。このような活動を継続していくことがとても重要だと思っています。この施設は今年が開館 20 周年にあたり、令和3年9月30日にシンポジウム開催を予定しています。

天然記念物は自然物を文化財として保護しているのですが、自然が有する学術的価値を発見し享受するという行為が、まさに自然に対する文化的な営みであるという意味合いが大きいと思います。私たちの文化・風習・生活というものが各地の多様な自然を礎にして成り立っているということからも、学術的な価値が高く貴重な自然を文化的な創造・発展の基盤として保護することが天然記念物制度の意義と言えます。

そのことをぜひ理解した上で、研究や子供たちの学習といった利用に資して頂ければと思います。地元の方にも来訪者の方にも、地域の自然や地元の歴史・文化を学び取れるような活用が進むことを期待しています。つまりそれは、天然記念物と地域との関係や、地域と他地域との関係

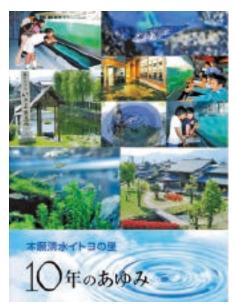


図 36 本願清水イトヨの里 10 年記念誌 (本願清水イトヨの里提供)

を学ぶことになります。先ほど福島さんから、他地域との関係の可能性が示されましたが、「街道」のキーワードは縦糸と緯糸の関係になるかもしれません。そういった物を使い、活性を図っていくことを考えているというお話でしたが、天然記念物や文化財といった「点」ではなく、「線」や「面」での理解が進む活用を期待しています。それは空間的な広がりではなく時間的・歴史的な広がり、奥行きを理解することです。まずは地元の方々に理解して頂き、それを来訪者の方にもお伝えできるような形の活用になると良いのではないかと思います。

逆説的ですが、線や面での活用を企画することが、 必然的に地域の方々や子供達、周辺地域の関係機関を 巻き込んでいく上で必要になってくるかと思います。

(3) 地域資源としての天然記念物の利活用

美 馬

文化財にかかわらず、生物や自然環境を地域資源と捉え、利活用を図っていく取り組みは全国 で進んでいると思いますが、中村先生から事例をご紹介いただけますでしょうか。

中村

福島さんや田中さんの方から、いろいろな文化財の受容の例や、シダレグリを基調として小野や町のいろんな文化財資源を使い、どう活用していくかという話がありました。その続きのような形ですけれども、2、3例を紹介してみたいと思います。

美馬さんがおっしゃったように、生物多様性というものを地域資源として捉え、それを活用することはこれから重要になってきます。そして生物多様性を地域づくりに活用できる人材とネットワークを作っていくことが必要になってきます。絶滅危惧種や天然記念物を、ただ珍しいから残すという考えも大事なのですが、活用すべき地域資源というように発想を変えて、これからの公開活用を進めていったらと思います。私が面白いなと思うのは、現在は持続可能な社会の発展というのが重要なキーワードになってきていますが、その中で里地とそれに付随する半自然草原をグリーンインフラと捉えて活用するというものです。グリーンインフラというのは、自然の持つ多様な機能を持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラ構造と捉えることです。

その活用例を2つ紹介します。まず1つが、静岡の茶草場農法です。これは2013年に世界農業遺産として指定されています。どんなものかと言いますと、茶畑の面積の7割ぐらいのところが草場になっていて、そこのススキを刈って茶畑の中に敷いて茶の味向上と雑草防除の効果を図っています。また草地の中にワレモコウ・ツリガネニンジン・タムラソウなど草地環境指標種を残していくことによって、環境保全型農業直接支払交付金を受けとる農法を行っています。さらに、文化的な事業として、草場を旅しようという観光客を招く。こういったところでも利用し



図 37 世界農業遺産 静岡の茶草場農法(https://www.chagusaba.jp/ より)

ているという例で、農業と生物多様性が同じ方向を向いて両立していることが世界から注目され、 高く評価されています(図37)。

それからもう1つ、近畿中国四国農業センターの高橋佳孝氏による、阿蘇の草原の多面的機能を解析した結果を紹介します(図38)。供給サービスとして採草放牧による農畜産業の基盤があり、それ以外にも歴史的なもの、動植物の生息空間、観光地さらには調節機能としては九州の水源になっているなど阿蘇の草原は多くの多面的価値があることがわかります。

私がここで注目したいのは、先ほど田中さんからも紹介された、自然観察や環境教育の場という価値です。これからのシダレグリの公開活用の中で、環境教育の場としての価値にウェイトを置いてもいいのではないかと思います。最近は「ESD」(= Education for Sustainable Development)という言葉がよく使われています。「持続可能な開発のための教育」と訳されますが「持続可能な社会の創り手を育む教育」として、シダレグリ自生地を含む一帯を子供たち世代の教育の場として利活用したらどうかなと思っております。

冒頭で、生物多様性を地域づくりに活用できる人材とネットワーク作りの必要性を述べました。 最後に、阿蘇の高原と絶滅危惧種を介した人材ネットワークづくりの例を紹介します。

阿蘇では、牛の放牧地の草原にオオルリシジミという絶滅危惧種のチョウが生息しています。 牛の放牧地として草原管理をすることにより、絶滅危惧種も残っているということです。しかし 2016年に熊本大地震があり、その時に阿蘇の牧野組合の方の土地も大きな被害を受けました。

それを救おうと、私が主宰している「信州生物多様性ネットきずな」が呼びかけ、牧畜業、そしてオオルリシジミを守ろうというテーマで、オオルリシジミ・サミットを東京麹町で開催しました。

阿蘇の草原の多面的価値

- ・ 千年の歴史二次的自然の世界的遺産
- 草原生態系特有の動植物の生息空間
- 風景地·観光地
- 九州の水源(河川の源流)
- ・ 採草放牧による農畜産業の基盤
- 自然観察・環境教育の場
- 憩いの場所
- 草原文化の源泉

近畿中国四国農業センター 高橋佳孝氏より

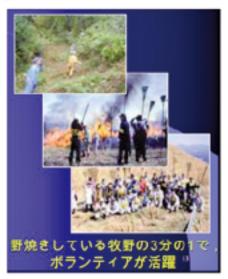


図 38 多面的価値を有する阿蘇の大草原



第の部「オオ

ジミセミナー1 施町LIFULL HUGで





オオルリンジミの R全活動と関係の 乱あか牛の料理



級のgoo 4/19のオオルリンジミサミット記事 https://www.goo.ne.jp/green/column/nacsj_ohrurisijimi2019_09.html

図 39 オオルリシジミ・サミット (麹町 LIFULLHUG 2019/4/19)

阿蘇の牧野組合、草原を管理している方、長野県の保全団体の方、日本自然保護協会の方など がみんな東京に集まって、草原とオオルリシジミを守ろう、という大会宣言を採択しました。

最後は牧野組合から提供していただいた赤牛ステーキで懇親会を行い、人的なネットワークが 出来上がりました(図39)。絶滅危惧種を地域資源としてうまく利用し、そして人的なネットワー クを作っていく例として紹介いたしました。

美 馬

文化財の保存・公開活用という枠組みを超え、地域資源としての自然環境や、これまで育んで きた人と自然との営みにもう一度目を向け、持続可能な社会づくりのために取り組んでいくこと の社会的な要求や考え方の定着は、全国的・社会的にも進んできていると思います。

シダレグリを美味しく食べられたりしたら、そういうところにももっと踏み込めそうですけれ ど、地域における生き物との関わりを見直すきっかけとしても捉えるというのは、とても良いの ではないかと感じました。

(4) まとめ

美 馬

本日のディスカッションでは、最初に天然記念物の捉え方についての話、小野のシダレグリ自 生地の魅力の話、そしてどうやって保存管理していくか、最後に公開活用をどうしていくか、と いうような流れで、たくさんの情報をご紹介頂きながら、長時間にわたって話を進めてきました。 最後にまとめとして、大窪先生からディスカッションの総括をお願いできますでしょうか。

大 窪

大役を仰せつかりました。まず小野のシダレグリ自生地は国指定天然記念物であり、国を代表する文化財です。しかしながら、やはり大事なのは、地域のシダレグリ自生地保全に対する熱意・協力・体制かと思います。本日このように天然記念物指定 100 周年を迎えられたということ、シンポジウムが開催できたということは、本当に地域の皆さんのお力によるもの、また町教育委員会や友の会の皆様の日頃の努力の成果だと思います。保存事業を進めていくにあたっては、保存管理計画書・保存整備計画書を策定して事業化する必要があり、ここまで本当に多くの苦労があったと思います。

私の方からのまとめとして、はじめに保存管理の技術的な重要点を、説明していきたいと思います。

保存と活用の課題については先ほど紹介しましたが、技術面では、特に生物や植物など自然そのものの取扱いをする時には、私たちが働きかけをしたことに対し、どのような反応が起こるのかということがなかなか見通せません。そのような見通せない自然や生態系を管理する場合の考え方として、先ほどから順応的管理という言葉が多く出てきましたが、この考え方に基づいて目的設定をしました。

私は草原の植物の保全を研究しているので、その事例で作った図を示します。(図 40)

目標を設定するためには、最初に現状を把握するためのモニタリング調査をしなければなりません。次に、どの程度の状態に回復させるかという管理目標を設定します。そして具体的にどのような管理をするか、雑木や相互植物など競合種となるようなものを刈り取ったり、外来植物を駆除したりする計画を立て、実施します。そのあと、これは事業化が進んだ証でもあるのですが、大事になってくるのが、事業の結果対象がどのような状態になっているかということを定期的に調査することです。目的に即した結果が得られていれば、これまでやってきたことをルーチンワーク化していくだけですが、最初に設定した目的に即していない場合は、どうすれば目的に応じた理想の状態、小野のシダレグリ自生地の場合は草山にシダレグリ個体群が生育している健全な景観が作れるか、どんな管理をすればいいのかということをフィードバックして検討していく必要があります。

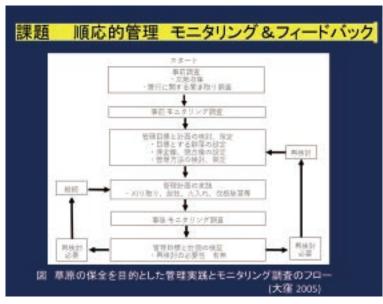


図 40 順応的管理の実践とモニタリング調査のフロー

この一連の流れを、順応的管理と言います。天然記念物だけではなく、自然再生事業などにおいても、事業化はされてもモニタリングとフィードバックという順応的管理がなかなかできないという技術的な問題を抱えている事例が多いので、これから小野のシダレグリ自生地の保存管理を進めていくにあたっては、長期的な順応的管理の考え方に基づいて行なっていただければと思います。

また、これからの保存管理・公開活用には、地域での推進体制構築が必要になってきます(図 41)。その中心となるのは教育委員会など地元の行政機関で、今も中心になって取り組んでいますが、核となる組織です。

一番重要なのが地域住民の方々や、 友の会の皆さんの協力と連携です。文 化財を次世代に継承していくために は、子供達やその親世代に文化財の 意味を理解してもらうことが基本に なってきます。そのためには、小中学 校の先生方を中心に子供達や保護者

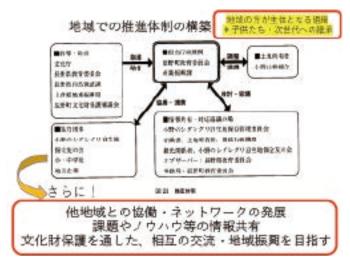


図 41 地域での推進体制

にも理解をつなげていくことが重要になってくるかと思います。

友の会の皆さんや、上田市や下呂市で活動されている地元の方々は、強制されているわけではなく自ら参加されていて、非常に楽しく活動されている、人生を豊かにされているということが非常に大事なところだと思います。文化財の最終的な意味は、文化財を保存・活用することによって私たちがどれだけ人生を豊かにしていけるか、学術的な探求をしながら楽しんでいけるかということだと思います。

連携の構築は地元だけではなく、同じような課題を抱えた地域と協同することです。ネットワークを広げ、お互いのノウハウを情報交換することが非常に重要になってくると思います。ですから、今回のシンポジウムで上田市や下呂市の皆様とこのような機会を設けられたことを非常にありがたく思っておりますし、今まで友の会や辰野町教育委員会が実施してきたことの発展形としてこのシンポジウムがあるのだと感じます。最終的な目標は、福島さんや田中調査官からも話がありましたが、文化財保護を通じた地域間の交流や、地域振興によって人々の生活や人生が豊かになること、お互いの人生を豊かにしていく事かなと思っています。

4. 小野のシダレグリ自生地宣言

美 馬

ありがとうございました。多岐に渡る議論になり、個人的にも勉強になりました。

コロナ禍でなければ、オンラインではなく色々な方にご参加いただいたり、見ていただいたりするところまでできたのかもしれませんが、一方でオンラインというのも、見たい方が見たい時に見られるという良い面もあるかと思いますので、次につながっていけばと思います。また先ほど田中調査官から、大野市で継続的にシンポジウムが開催されている事例が示されました。小野のシダレグリについても、このように情報共有をする場が継続されていくと良いと感じます。

最後に、小野のシダレグリ自生地の取組に関する宣言を、辰野町教育委員会宮澤教育長よりお 願いいたします。

ありがとうございました。これで本シンポジウムを閉会とさせていただきます。

小野のシダレグリ自生地宣言

個別の自然物または自然の所産で、一つの国や、ある地方に固有の独特のものを文化財の範疇ととらえ、その後、文化財保護法に引き継がれた「史蹟名勝天然紀念物保存法」施行から1年が経過し、多くの天然記念物が指定され、保護されてきました。

令和3年9月11日・12日の両日、国天然記念物「小野のシダレグリ自生地」の所在する辰野町において、天然記念物指定100周年を記念したシンポジウムを予定しましたが新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、オンラインにて開催となりました。

シンポジウムでは「天然記念物は人との関わりがあって存在する」という視点に立ち、シダレグリの価値、保護や活用の方法について、様々な角度から検討を重ねました。さらに、指定地内には多様な動植物が生息しており、天然記念物の保存活動が、今では失われつつある里山の環境を後世に伝えるという新たな使命を帯びてきていることも確認することができました。一方で、指定地の保全作業を担う人材の確保など、様々な課題があることも浮き彫りになりました。

天然記念物指定 100 周年を記念した今回のシンポジウムでは、シダレグリの自生地のもつ、 多様な価値や課題を参加者の中で共有することができました。この成果を活かし、シダレグリの 魅力をさらに引き出すための活動を行います。

- 1. シダレグリの所在する自治体や、保存作業を行う団体等との連携を計ります。
- 2. シダレグリ自生地の価値を再確認し、地域の重要な文化財を次世代へ継承するため、関係者間のネットワークを構築し、保護活動の課題解決や、普及公開を目指します。
- 3. 様々な視点によって得られたシダレグリ自生地の価値を町内にある他の文化財の魅力と ともに他地域に発信し、地域振興の資源として活かす取り組みを行います。

令和3年9月12日

辰野町教育委員会 教育長 宮澤 和徳 小野のシダレグリ自生地保全友の会 会 長 野竹 泰也